

議案第 5 3 号

大口町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正について

大口町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 2 7 年 9 月 1 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、母子世帯等に対する利用者負担額及び第 3 子以降の延長保育料を改定すること等に伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例

大口町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例（平成27年大口町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「扶養義務者」の次に「（以下「支給認定保護者等」という。）」を加え、同条第2項、第6条及び第7条中「支給認定保護者」を「支給認定保護者等」に改める。

別表第1備考2中「第3階層」の次に「又は第4階層」を加え、同表備考2第2号中「在外障害児（者）」を「在宅障害児（者）」に改め、同号の表中

「

第3階層	1,100
------	-------

」を「

第3階層	0
第4階層	10,200

」に改め、同表備考3中

「場合を含む」を「場合を含み、未就園及び未就学児は含まない」に改め、「（備考2の規定に該当する場合は、当該規定の適用後の額）」を削り、同表中備考4を備考5とし、備考3の次に次のように加える。

4 備考2及び備考3の規定に該当する場合におけるこれらの規定の適用については、それぞれ備考2から順に適用させるものとする。

別表第2備考2中「第3階層」を「第3階層以上」に改め、同表備考2の表を次のように改める。

（単位：円）

階層	利用者負担額（月額／人）			
	保育標準時間（上段）			
	保育短時間（下段）			
	0歳児	1・2歳児	3歳児	4歳児以上
第3階層	12,700	12,000	11,000	10,100
	9,700	9,000	8,000	7,100

第4階層	22,800	21,000	17,800	17,100
	19,800	18,000	14,800	14,100
第5階層	32,300	29,700	21,500	18,800
	29,300	26,700	18,500	15,800
第6階層	43,000	39,600	24,300	21,900
	40,000	36,600	21,300	18,900
第7階層	53,400	49,000	28,600	26,000
	50,400	46,000	25,600	23,000

別表第2備考3中「特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業」を「特定教育・保育施設（法附則第7条の規定により別段の申出をした施設を含む。）又は特定地域型保育事業（法附則第8条の規定により別段の申出をした場合を含む。）」に改め、「（備考2の規定に該当する場合は、当該規定の適用後の額）」を削り、同表備考4ただし書を次のように改める。

ただし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

別表第2備考4の表0～2歳児の項中「第5階層から第6階層」を「第5階層及び第6階層」に改め、同表中備考6を備考7とし、備考5を備考6とし、備考4の次に次のように加える。

5 備考2から備考4までの規定に該当する場合におけるこれらの規定の適用については、それぞれ備考2から順に適用させるものとする。

別表第4備考2中「（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）」を削り、同表備考2に次のただし書きを加える。

ただし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

別表第4備考3中「（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）」を削り、同表備考3に次のただし書きを加える。

ただし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

別表第4備考に次のように加える。

- 4 18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者を3人以上養育している支給認定保護者にあつては、第3子以降の子どもの延長保育料を次の表のとおりとする。ただし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(単位：円)

年児	階層区分	延長保育料 (月額/人)
3歳児以上	全階層	延長保育料×0.8
0～2歳児	第1階層から第4階層まで	0
	第5階層及び第6階層	延長保育料×0.4
	第7階層	延長保育料×0.8

- 5 備考2から備考4までの規定に該当する場合におけるこれらの規定の適用については、それぞれ備考2から順に適用させるものとする。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第4の改正規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の大口町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例別表第1及び別表第2の規定は、平成27年4月1日から適用する。

大口町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">（利用者負担額の徴収）</p> <p>第5条 町長は、法附則第6条第4項の規定により、同条第1項に規定する特定保育所から保育を受けた支給認定子どもの支給認定保護者又は扶養義務者（以下「<u>支給認定保護者等</u>という。）から第3条第1項第2号及び同条第2項に定める利用者負担額を徴収する。</p> <p>2 町長は、町立保育所（大口町立保育所設置条例（昭和50年大口町条例第18号）第2条に規定する保育所をいう。）において支給認定子どもに対して保育を行ったときは、当該支給認定子どもの<u>支給認定保護者等</u>から、使用料として第3条第1項第2号及び同条第2項に定める利用者負担額を徴収する。</p> <p style="text-align: center;">（休日保育料の徴収）</p> <p>第6条 町長は、特定保育所及び町立保育所において休日保育を受けた支給認定子どもの<u>支給認定保護者等</u>から別表第3に定める休日保育料を徴収する。</p> <p style="text-align: center;">（延長保育料の徴収）</p> <p>第7条 町長は、特定保育所及び町立保育所において延長保育を受けた支給認定子どもの<u>支給認定保護者等</u>から別表第4に定める延長保育料を徴収する。</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">略</div> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 支給認定保護者の属する世帯の階層が、第3階層又は第4階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、この表にかかわらず、次表に</p>	<p style="text-align: center;">（利用者負担額の徴収）</p> <p>第5条 町長は、法附則第6条第4項の規定により、同条第1項に規定する特定保育所から保育を受けた支給認定子どもの支給認定保護者又は扶養義務者から第3条第1項第2号及び同条第2項に定める利用者負担額を徴収する。</p> <p>2 町長は、町立保育所（大口町立保育所設置条例（昭和50年大口町条例第18号）第2条に規定する保育所をいう。）において支給認定子どもに対して保育を行ったときは、当該支給認定子どもの<u>支給認定保護者</u>から、使用料として第3条第1項第2号及び同条第2項に定める利用者負担額を徴収する。</p> <p style="text-align: center;">（休日保育料の徴収）</p> <p>第6条 町長は、特定保育所及び町立保育所において休日保育を受けた支給認定子どもの<u>支給認定保護者</u>から別表第3に定める休日保育料を徴収する。</p> <p style="text-align: center;">（延長保育料の徴収）</p> <p>第7条 町長は、特定保育所及び町立保育所において延長保育を受けた支給認定子どもの<u>支給認定保護者</u>から別表第4に定める延長保育料を徴収する。</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">略</div> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 支給認定保護者の属する世帯の階層が、第3階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、この表にかかわらず、次表に掲げる利用者</p>

新	旧												
<p>掲げる利用者負担額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>在宅障害児（者）</u>のいる世帯 次に掲げる在宅障害児（者）を有する世帯ア～エ 略</p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">階層</th> <th style="text-align: center;">利用者負担額 (月額／人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">第3階層</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第4階層</td> <td style="text-align: center;">10,200</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 同一世帯において満3歳から小学校3年生までの範囲内にある子どもが複数人いる場合（特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合を含み、<u>未就園及び未就学児は含まない。</u>）におけるこの表の適用については、最年長の子どもから順に2人目はこの表の利用者負担額の欄に掲げる額の半額、3人目以降については無料とする。</p> <p>4 <u>備考2及び備考3の規定に該当する場合におけるこれらの規定の適用については、それぞれ備考2から順に適用させるものとする。</u></p> <p>5 略</p> <p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 支給認定保護者の属する世帯の階層が、<u>第3階層以上</u>と認定された世帯であっても、別表第1に規定する母子世帯等及び在宅障害児（者）のいる世帯につい</p>	階層	利用者負担額 (月額／人)	第3階層	0	第4階層	10,200	略	<p>負担額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>在外障害児（者）</u>のいる世帯 次に掲げる在宅障害児（者）を有する世帯ア～エ 略</p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">階層</th> <th style="text-align: center;">利用者負担額 (月額／人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">第3階層</td> <td style="text-align: center;">1,100</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 同一世帯において満3歳から小学校3年生までの範囲内にある子どもが複数人いる場合（特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合を含む。）におけるこの表の適用については、最年長の子どもから順に2人目はこの表の利用者負担額の欄に掲げる額（<u>備考2の規定に該当する場合は、当該規定の適用後の額</u>）の半額、3人目以降については無料とする。</p> <p>4 略</p> <p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 支給認定保護者の属する世帯の階層が、<u>第3階層</u>と認定された世帯であっても、別表第1に規定する母子世帯等及び在宅障害児（者）のいる世帯については、</p>	階層	利用者負担額 (月額／人)	第3階層	1,100	略
階層	利用者負担額 (月額／人)												
第3階層	0												
第4階層	10,200												
略													
階層	利用者負担額 (月額／人)												
第3階層	1,100												
略													

新					旧				
ては、この表にかかわらず、それぞれ次表に掲げる利用者負担額とする。					この表にかかわらず、それぞれ次表に掲げる利用者負担額とする。				
(単位：円)					(単位：円)				
階 層	利用者負担額（月額／人）				階 層	利用者負担額（月額／人）			
	保育標準時間（上段）					保育標準時間（上段）			
	保育短時間（下段）					保育短時間（下段）			
	0歳児	1・2歳児	3歳児	4歳児以上		0歳児	1・2歳児	3歳児	4歳児以上
第3階層	12,700	12,000	11,000	10,100	第3階層	15,700	15,000	14,000	13,100
第4階層	9,700	9,000	8,000	7,100	第3階層	9,700	9,000	8,000	7,100
第4階層	22,800	21,000	17,800	17,100					
第4階層	19,800	18,000	14,800	14,100					
第5階層	32,300	29,700	21,500	18,800					
第5階層	29,300	26,700	18,500	15,800					
第6階層	43,000	39,600	24,300	21,900					
第6階層	40,000	36,600	21,300	18,900					
第7階層	53,400	49,000	28,600	26,000					
第7階層	50,400	46,000	25,600	23,000					
<p>3 同一世帯において小学校就学前の範囲内にある子どもが複数人同時に<u>特定教育・保育施設（法附則第7条の規定により別段の申出をした施設を含む。）</u>又は<u>特定地域型保育事業（法附則第8条の規定により別段の申出をした場合を含む。）</u>を利用している場合（特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合を含む。）におけるこの表の適用については、最年長の子どもから順に2人目はこの表の利用者負担額の欄に掲げる額の半額、3人目以降については無料とする。</p>					<p>3 同一世帯において小学校就学前の範囲内にある子どもが複数人同時に<u>特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業</u>を利用している場合（特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合を含む。）におけるこの表の適用については、最年長の子どもから順に2人目はこの表の利用者負担額の欄に掲げる額（備考2の規定に該当する場合は、当該規定の適用後の額）の半額、3人目以降については無料とする。</p>				
4 18歳に達する日以後最初の3月31					4 18歳に達する日以後最初の3月31				

新	旧																												
<p>日までの間にある者を3人以上養育している支給認定保護者にあつては、第3子以降の子どもの利用者負担額を次の表のとおりとする。<u>ただし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。</u></p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年児</th> <th>階層区分</th> <th>利用者負担額 (月額/人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3歳児以上</td> <td>全階層</td> <td>利用者負担額×0.8</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">0～2歳児</td> <td>第1階層から第4階層まで</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>第5階層及び第6階層</td> <td>利用者負担額×0.4</td> </tr> <tr> <td>第7階層</td> <td>利用者負担額×0.8</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>5 備考2から備考4までの規定に該当する場合におけるこれらの規定の適用については、それぞれ備考2から順に適用させるものとする。</u></p> <p><u>6 略</u></p> <p><u>7 略</u></p> <p>別表第4（第7条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 別表第1に規定する母子世帯等及び在宅障害児（者）のいる世帯については、延長保育料を2分の1に減額する。<u>ただし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。</u></p> <p>3 同一世帯から2人以上延長保育を利用している場合は、延長保育料を第2子については2分の1に、第3子以降については10分の1に減額する。<u>ただし、その額に10円未満の端数があるときは、</u></p>	年児	階層区分	利用者負担額 (月額/人)	3歳児以上	全階層	利用者負担額×0.8	0～2歳児	第1階層から第4階層まで	0	第5階層及び第6階層	利用者負担額×0.4	第7階層	利用者負担額×0.8	略	<p>日までの間にある者を3人以上養育している支給認定保護者にあつては、第3子以降の子どもの利用者負担額を次の表のとおりとする。<u>ただし、備考2及び備考3の規定に該当する場合は、当該規定の適用後の額とする。</u></p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年児</th> <th>階層区分</th> <th>利用者負担額 (月額/人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3歳児以上</td> <td>全階層</td> <td>利用者負担額×0.8</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">0～2歳児</td> <td>第1階層から第4階層まで</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>第5階層から第6階層</td> <td>利用者負担額×0.4</td> </tr> <tr> <td>第7階層</td> <td>利用者負担額×0.8</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>5 略</u></p> <p><u>6 略</u></p> <p>別表第4（第7条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 別表第1に規定する母子世帯等及び在宅障害児（者）のいる世帯については、延長保育料を2分の1に減額する。<u>（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）</u></p> <p>3 同一世帯から2人以上延長保育を利用している場合は、延長保育料を第2子については2分の1に、第3子以降については10分の1に減額する。<u>（その額に10円未満の端数があるときは、これを</u></p>	年児	階層区分	利用者負担額 (月額/人)	3歳児以上	全階層	利用者負担額×0.8	0～2歳児	第1階層から第4階層まで	0	第5階層から第6階層	利用者負担額×0.4	第7階層	利用者負担額×0.8	略
年児	階層区分	利用者負担額 (月額/人)																											
3歳児以上	全階層	利用者負担額×0.8																											
0～2歳児	第1階層から第4階層まで	0																											
	第5階層及び第6階層	利用者負担額×0.4																											
	第7階層	利用者負担額×0.8																											
略																													
年児	階層区分	利用者負担額 (月額/人)																											
3歳児以上	全階層	利用者負担額×0.8																											
0～2歳児	第1階層から第4階層まで	0																											
	第5階層から第6階層	利用者負担額×0.4																											
	第7階層	利用者負担額×0.8																											
略																													

新	旧													
<p><u>これを切り捨てた額とする。</u></p> <p>4 <u>18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者を3人以上養育している支給認定保護者にあつては、第3子以降の子どもの延長保育料を次の表のとおりとする。ただし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。</u></p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1" data-bbox="284 707 817 1039"> <thead> <tr> <th>年児</th> <th>階層区分</th> <th>延長保育料 (月額/人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3歳児以上</td> <td>全階層</td> <td>延長保育料 ×0.8</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">0～2歳児</td> <td>第1階層から 第4階層まで</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>第5階層及び 第6階層</td> <td>延長保育料 ×0.4</td> </tr> <tr> <td>第7階層</td> <td>延長保育料 ×0.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 <u>備考2から備考4までの規定に該当する場合におけるこれらの規定の適用については、それぞれ備考2から順に適用させるものとする。</u></p>	年児	階層区分	延長保育料 (月額/人)	3歳児以上	全階層	延長保育料 ×0.8	0～2歳児	第1階層から 第4階層まで	0	第5階層及び 第6階層	延長保育料 ×0.4	第7階層	延長保育料 ×0.8	<p><u>切り捨てた額とする。)</u></p>
年児	階層区分	延長保育料 (月額/人)												
3歳児以上	全階層	延長保育料 ×0.8												
0～2歳児	第1階層から 第4階層まで	0												
	第5階層及び 第6階層	延長保育料 ×0.4												
	第7階層	延長保育料 ×0.8												

## 改正要旨

### 1 改正の趣旨

子ども・子育て支援新制度施行に伴い、平成27年度中に改めて検討することとしてきた利用者負担額等について、その一部を改正するものです。

### 2 改正の概要

#### (1) 利用者負担額の徴収対象者の見直し

利用者負担額の徴収対象者を全ての保育について、支給認定保護者又は扶養義務者とします。

#### (2) 1号認定に係る母子世帯等及び在宅障害児（者）のいる世帯に対する利用者負担額の改定

母子世帯等及び在宅障害児（者）のいる世帯に対する利用者負担額を国の基準に合わせて改定します。

#### (3) 2号及び3号認定に係る母子世帯等及び在宅障害児（者）のいる世帯に対する利用者負担額の改定

母子世帯等及び在宅障害児（者）のいる世帯に対する保育標準時間の利用者負担額を、保育短時間の利用者負担額に延長3時間分の2分の1に相当する3,000円を加えた金額に改定します。

#### (4) 2号及び3号認定に係る第3子以降の子どもに対する延長保育料の改定

18歳に達するまでの子を3人以上養育している場合における第3子以降の延長保育料について、利用者負担額の規定に合わせ改定します。

### 3 施行年月日

上記2(1) 公布の日から

上記2(2)(3) 公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用

上記2(4) 平成28年4月1日から